

(注) 本契約書案は、公募時のご参照用です。契約締結時には一部更新が生じる可能性がありますのでご了承ください。

軌道上実証契約書（案）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）及び〇〇（以下「ユーザ」という。）は、JAXA 宇宙技術実証加速プログラムプログラムにおける AI アプリの軌道上実証機会の提供に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の各号の定めによる。

- (1) 「JAXA 宇宙技術実証加速プログラム」とは、官民双方の宇宙利用拡大に資するミッション及びキー技術の概念実証の機会を超小型及び小型衛星を用いてワンストップで効率よく提供することを目的とする機構の事業（以下「本プログラム」という）をいう。
- (2) 「QPS 衛星」とは、本プログラムでの「エッジコンピューティング」において採択された株式会社 QPS 研究所（以下、「QPS 研究所」という。）の衛星（QPS-SAR 衛星）をいう。
- (3) 「本プロジェクト」とは、本プログラムにおいて採択された AI アプリの実証をいう。
- (4) 「実証アプリ」とは、本プロジェクトにおいて、ユーザが作成する AI アプリをいう。
- (5) 「QPS SAR データ」とは、QPS 衛星が取得する SAR 画像データをいう。
- (6) 「本プロジェクト期間」とは、本契約の締結日から第14条に定める結果報告を機構が受領した日又は本プロジェクトの中止日のいずれか早い日までの期間をいう。
- (7) 「募集要項」とは、機構が作成した 2025 年 8 月 12 日付の軌道上実証 AI アプリ募集要項をいう。
- (8) 「関係者」とは、本契約を実施する上で次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 機構又はユーザの直接的な契約者（請負人、受任者、利用者、顧客その他機構又はユーザと直接契約関係にあるあらゆる者を含む。）。なお、機構の契約者には、QPS 研究所及び本契約のユーザ以外の実証ユーザに関する契約者を含む。
 - ロ 機構又はユーザの下請契約者その他間接的な契約者（あらゆる段階の再委託者、下請契約者その他契約者を含む。）。
 - ハ 機構、ユーザ、本号イ又はロに規定する者が受け入れている学生、研修生、視察者その他雇用等の契約関係にない者であって、本契約の実施に携わる者（以下、ハに該当する者を「学生等従事者」という。）。
- (9) 「技術情報」とは、設計情報、試験データその他本プロジェクトに必要な技術上の情報をいう。

- (10) 「技術要求」とは、実証アプリ搭載インタフェース条件をいう。
- (11) 「実証前審査」とは、実証アプリが技術要求に適合しているかどうかを審査するために開催する機構の関係者が行う会議を総称したものをいう。
- (12) 「法令等」とは、国内外の法律、政令、規則、命令、条約、条例、告示、通達等を総称していう。
- (13) 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法及びその関係政省令をいう。
- (14) 「契約等」とは、契約、取決め、その他の合意を総称していう。
- (15) 「司法・行政機関等の判断等」とは、国内外の司法機関・行政機関・自主規制機関の判決、決定、命令、通達、指導、その他の判断を総称していう。
- (16) 「損害等」とは、損害、損失及び費用をいう。
- (17) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位
 - ハ 著作権法に規定する著作権（プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権を含む。）
 - ニ 外国における上記各権利に相当する権利
 - ホ 文書等客観的に特定可能であり秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、機構及びユーザが協議のうえ特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を利用する権利
 - ヘ 業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（ノウハウを除き、当該情報を以下「限定提供データ」という。）を使用又は開示する権利
- (18) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作を、育成者権の対象となるものについては育成を、ノウハウの対象となるものについては案出を、限定提供データの対象となるものについては取得をいう。
- (19) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願

並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請及び出願（仮出願を含む。）、著作権については著作物及び著作権の登録をいう。

- (20) 第26条における、知的財産権の「利用」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条に規定する権利の対象となる行為、種苗法第2条第5項に定める行為、ノウハウの使用並びに限定提供データの使用又は開示する行為をいう。
- (21) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他集団的に又は常習的に違法行為を行うことを助長するおそれがある団体若しくはそのような団体の構成員、及びこれらに準ずると判断される者をいう。

（目的及び基本事項）

第2条 本契約は、ユーザが作成する実証アプリを、JAXA 宇宙技術実証加速プログラムにて QPS 衛星上で軌道上実証するために必要となる事項及び付随する事項を定めることを目的とする。なお、本契約と募集要項及び申請書等の内容に相違がある場合は、本契約の内容が優先する。

- 2 本契約における実証テーマ及び実証アプリは、以下のとおりとする。

「〇〇〇」

- 3 ユーザは、本件実証の目的を十分理解し、本件実証の円滑な実現のために努力し、機構は、QPS 衛星での実証アプリの軌道上実証の実現を支援する。

（ユーザの資格要件）

第3条 ユーザは、以下の各号が真実かつ正確であること（以下「本資格要件」という。）を表明し保証する。

- (1) ユーザは、日本国法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有していること。
- (2) ユーザは、本契約の締結及び履行に関して必要な権限及び権能を有しており、ユーザによる本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、ユーザは、本契約の締結及び履行に関し、法令等上及び内部規則上必要とされる手続を全て履行していること。
- (3) 本契約は、その締結により、ユーザに対し適法、有効かつ法的拘束力を有し、本契約の条項に従ってユーザに対して執行可能であること。
- (4) ユーザによる本契約の締結及び履行は、ユーザに適用される法令等、ユーザの内部規則又はユーザに適用される司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、ユーザが当事者となっている契約等に違反するものでもないこと。

- (5) ユーザについて、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的倒産手続又は私的整理手続（外国法に基づくものを含む。）開始の申立てはなされておらず、租税公課について滞納処分又は保全差押を受けておらず、手形若しくは小切手の不渡り・支払停止又は手形交換所の取引停止処分を受けておらず、その他信用状態の著しい悪化を生じていないこと。
- (6) ユーザは、反社会的勢力ではなく、反社会的行為に従事しておらず、反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便宜の供与その他一切の関係又は交流はないこと。また、反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との交流を持っている者がユーザの役員として選任され若しくは従業員として雇用されておらず、又はユーザの経営に実質的に関与していないこと。
- (7) ユーザが本プロジェクトに関し機構に提出した応募書類その他の書類に記載した事項は重要な点において全て正確であること。
- (8) ユーザは、法令等及び本契約の規定に従い、本契約を適切に履行するために必要な技術的能力及び経済的能力を有すること。
- (9) ユーザ又はその関係者は、いずれも次のいずれかの条件に該当しない者であること。

イ 安全保障貿易管理に関する法令等に基づく国連武器禁輸国・地域に該当する国・地域の者

ロ 安全保障貿易管理に関する法令等に基づき、機構の技術情報を提供できない者

- (10) 実証アプリが第三者の知的財産権を侵害していないこと。

- 2 ユーザは、本プロジェクト期間中、本資格要件を維持しなければならない。ユーザは、本資格要件に誤りがあることが判明し又は誤りが生じるおそれがある場合には、直ちに機構に書面でこれを通知しなければならない。

（ユーザの実施項目）

第4条 ユーザは、以下各号に定める事項を行う。

- (1) 機構の技術要求を満たす実証アプリの作成と機構への提供
- (2) 機構が行う実証前審査の受審
- (3) 実証アプリ、付帯データの機構への提供
- (4) 軌道上実証後データの評価と報告書の作成

- 2 前項第1号に関し、ユーザは、機構が提示する技術要求及び作業スケジュールに従って、実証アプリを作成しなければならない。ユーザは、自らの責任で全ての工程管理を行うものとし、適宜、機構に対して進捗状況を報告するものとする。
- 3 第1項第2号に関し、ユーザは、必要な資料の作成、質問への回答、その他の技術情報の提供を行うものとする。ユーザは、機構による合否判定に従うものとする。
- 4 ユーザは、実証前審査の場以外においても、機構が求める場合には、適宜、かかる技術情報の提供等を行うものとする。

(機構の実施項目)

第5条 機構は、以下各号に定める事項を行う。

- (1) ユーザへの実証アプリ開発環境の提供
- (2) 実証アプリに応じた QPS SAR データの提供
- (3) 実証前審査の実施及び合否判定
- (4) QPS 衛星での軌道上実証の実施
- (5) 軌道上実証後のデータ提供

(機構からユーザへの提供内容)

第6条 前条第1項及び第2項に定める提供内容は表1のとおりとする。

- 2 ユーザは、前条第2項の QPS SAR データの提供を受けるにあたり、機構が示す誓約書に署名するとともに、QPS 研究所又は機構が提示する使用条件に従わなければならない。

表1

アプリ開発者 用ベースイメ ージ	アプリ開発者がコンテナアプリを作成する際にベースイメージとして使用する (Dockerfile の FROM 句に指定してビルドする) 2 種類のベースイメージ 1) AMD の CPU を使用する AI アプリ向けの環境 (※GPU は、本コンテナアプリでは利用できない) 2) VPU を使用した推論処理を行う AI アプリ向けの環境
アプリケーション 作成ガイ ドライン	アプリ開発者が、コンテナアプリ (Docker コンテナイメージ) を作成し、軌道上実証を行う上で順守する必要のある種々の要件をまとめたガイドライン。
観測画像 (SAR 画像)	提案内容に応じた QPS 衛星のストリップマップ SAR 画像 15 枚程度。

(費用負担)

第7条 機構は、第5条に定める機構の実施項目に要する費用を負担する。

- 2 ユーザは、第4条に定めるユーザの実施項目に要する費用の他、前項において機構が負担する費用を除く一切の費用を負担する。

(外為法等に基づく措置)

第8条 ユーザ及び機構は、相手方の求めに応じ、本プロジェクトに関し、相手方が外為法等の遵守のために必要とする情報を相手方に提出しなければならない。

- 2 ユーザ及び機構は、外為法等に基づく輸出又は技術の提供を行う場合、これが第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、外為法等に従い輸出許可取得等必要な手続きを行うものとする。

(法令遵守)

第9条 前条に定める他、ユーザは、本契約の履行において、関連する法令等を遵守して本プロジェクトを実施しなければならない。

(不適合への対応、機構による中止決定)

第10条 機構及びユーザは、以下の各号に該当する場合（以下、本契約においてかかる状況を「不適合」と総称する。）、対応を協議し、ユーザは、かかる協議の結果を踏まえ、実証アプリの改修、その他不適合解消のための措置又は調整を行うものとする。

(1) ユーザから必要な技術情報の提供がなされず、機構又は機構の関係者が本実証アプリの技術要求への適合性を確認できない場合

(2) 機構が提示する作業スケジュールよりも本プロジェクトの作業が遅延している場合

(3) 本件実証の実現可能性が見込まれない又は著しく低いことが明らかになった場合

2 機構は、ユーザが認識していない不適合を発見した場合には、ユーザに対し直ちに発見した不適合の内容を書面で通知する。

3 機構は、第1項の措置又は調整によっても、不適合が解消されず、解消が見込まれない場合には、機構の判断で、本プロジェクトの中止を決定することができる。

4 前項の他、ユーザが第32条第1項各号に該当する場合、機構は、いつでも機構の判断で、本プロジェクトの中止を決定することができる。

(ユーザによる中止手続き)

第11条 ユーザは、本プロジェクトを中止せざるを得ない事情が生じた場合、機構に理由を含めてその旨を書面で届け出なければならない。

2 機構は、前項による届出があった場合、本プロジェクトの中止を決定することができる。

(中止決定後の措置)

第12条 機構は、第10条第3項及び第4項並びに第11条により、本プロジェクトの中止を決定した場合、ユーザに中止の決定を書面で通知し、以後本プロジェクトのために機構が行う作業を中止することができる。

(軌道上実証)

第13条 軌道上実証の方法（日時、観測場所等）は、機構及びユーザが協議し、機構がQPS研究所と協議の上決定する。

2 本件軌道上実証運用は、機構がQPS研究所と実施する。

3 ユーザは、軌道上実証結果の評価を自身の責任で行うものとする。

(本プロジェクトの結果報告)

第14条 ユーザは、実証アプリ等の状況を機構が求める都度機構に対し報告する。

2 ユーザは、本プロジェクトの実施結果（第4条第1項第4号に定める軌道上実証後データの評価及び報告書並びに第19条に定める本プロジェクトの実施により得られた成果を含む）を、実証アプリの軌道上実証の完了から3か月後までに、機構に報告しなければならない。

（相互放棄）

第15条 機構及びユーザは、実証アプリの軌道上実証に伴う作業により生じた、自ら又は自らの関係者に発生した損害について、相手方及びその関係者に対して、損害賠償請求を相互に放棄しなければならない。また、機構及びユーザは、各々自らの関係者をして損害賠償の請求を行わせないように必要な措置を講じなければならない。

2 前項にかかわらず、本契約において損害賠償又は費用負担について別段の定めがある場合は、当該定めによるものとする。なお、QPS SAR データについては、第6条第2項に規定する使用条件に従うものとする。

3 前項の他、第1項の相互放棄は、次のものには適用されない。

（1）当事者とその関係者の間の又は同一当事者の関係者間の請求

（2）知的財産権に関する請求

（3）自然人、その遺産管理人、遺族又は代位権者が、自然人の傷害又は死亡を理由として起こす請求

（4）相手方又はその関係者に故意がある場合の請求

4 本契約に明示の規定がある場合を除き、機構はユーザに対し、損害賠償責任を負わない。

（関係者）

第16条 ユーザは、本契約の履行のためにユーザの関係者を本プロジェクトに参加させる場合には、本契約のユーザの義務と同等の義務を関係者にも遵守させるものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。

2 ユーザとユーザの関係者との間の権利及び義務は、ユーザとユーザの関係者との間で別途定めるものとし、機構及び機構の関係者に対するユーザの関係者の責任はユーザがすべて負うものとする。

（学生等従事者に対する保険の付保）

第17条 ユーザは、ユーザ又はユーザの関係者において学生等従事者がいる場合、当該学生等従事者による本プロジェクトにおける活動が補償対象となるよう、予め当該学生等従事者について学生教育研究災害傷害保険等又は同種の保険を付保し、関係者をして付保させるものとする。

（機構の設備等の使用等）

第18条 ユーザは、本プロジェクトの実施その他本契約の履行のために、機構の事前の承諾を得て、機構の施設、設備、機器その他の物品を使用する場合、機構の当該施設・設備等の使用に関する諸規程及び機構の指示に従わなければならない。

2 ユーザは、前項の使用に関し、機構の設備等に損害等を生じさせた場合、これを賠償しなければならない。ただし、ユーザの責に帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

(成果の帰属)

第19条 本プロジェクトの実施により得られた成果（本プロジェクトの全過程で実施した発明等に係る知的財産権、取得した軌道上実証データ及び情報等一切の成果を言う。ただし、機構及び機構の関係者に帰属する知的財産権及び第22条第4項に規定する共有の知的財産権を除く。以下「本プロジェクト成果」という。）に関する権利は、本契約に明示の規定がある場合並びに機構及びユーザが別途合意した場合を除き、ユーザに帰属する。ただし、ユーザは、本プロジェクト成果に関し、本契約に定める条件に従わなければならない。

(衛星データ等の帰属)

第20条 本プロジェクト成果のうち、以下各号に規定するデータの所有権帰属については、各号のとおりとする。各号に規定するデータの定義については、別途機構が定めるものとする。

- (1) 衛星データはQPS 研究所に帰属する。
- (2) 実証アプリ搭載計算機データは、機構に帰属する。
- (3) QPS SAR データは、QPS 研究所に帰属する。
- (4) 本件実証時に実証アプリが生成したデータは、QPS 研究所のライセンス条件をもとに、帰属を決定する。

(公表)

第21条 ユーザは、本実証テーマに関する事項・成果及び第22条第4項に規定する共有の知的財産権を公表することができる。

2 前項に従って、ユーザが本実証テーマに関する事項、本プロジェクト成果を公表する場合、本実証テーマが本プログラムでの実証機会の提供において採択されたものであることを明示しなければならない。また、公表内容に機構から開示又は提供を受けた情報（QPS SAR データ等含む）が含まれる場合は、第6条第2項の機構が示す誓約書に従うとともに、当該情報が機構又は機構の関係者から開示又は提供を受けたものである旨を明示しなければならない。共有の知的財産権の公表を行う場合は、その公表内容について機構の事前の同意を得るとともに、本実証テーマが本プログラムでの実証機会の提供において採択されたものであることを明示しなければならない。

3 機構は、ユーザから報告を受けた本実証テーマに関する事項・成果及び第22条第4項

に規定する共有の知的財産権について、ユーザの事前の同意を得たうえで、公表することができる。ただし、ユーザは正当な理由なくこれを拒んではならない。

（知的財産権の帰属等）

第22条 ユーザは、本プロジェクトの実施により又は本プロジェクトに関連して発明等が生じた場合には、速やかに機構に通知し、当該発明等に係る知的財産権の帰属及び出願の可否等について機構と協議する。

2 前項の協議の結果、ユーザが単独で発明等を行ったとされた場合は、当該発明等に係る知的財産権はユーザのみに帰属するものとする。なお、実証アプリに関する著作権その他の知的財産権及びユーザが得た成果（本プロジェクトの実施過程で生じた発明等に係る知的財産権を含む一切の成果をいう。ただし、本プロジェクトの実施に関わらず機構又はQPS研究所に帰属する知的財産権は除く。）はユーザに帰属するものとする。

3 ユーザが、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、単独で出願等の手続きを行うことができるものとし、出願等の手続き及び権利維持に要する費用はユーザが単独で負担する。

4 第1項の協議の結果、機構及びユーザが共同で発明等を行ったとされた場合は、当該発明等に係る知的財産権は機構及びユーザの共有とする。当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権の持分を当該発明等に係る機構、ユーザのそれぞれの貢献度に応じて定めたとし、別途締結する共同出願等契約に従って共同で出願等を行うものとし、出願等の手続き及び権利維持に要する費用は、両者が持分に応じて負担する。

5 機構及びユーザは、前項で共有とされた知的財産権を第三者に利用許諾しようとするときは、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、許諾の条件は機構及びユーザが協議の上、決定する。

（技術情報の取扱い）

第23条 本契約の履行において、ユーザは、機構の要求に応じて、実証アプリに関する技術情報を無償で提供しなければならない。

2 ユーザは、機構に提供した技術情報に変更がある場合には、可能な限り速やかに、変更後の技術情報を機構に提供しなければならない。

3 前二項の場合において、ユーザが機構に提供する技術情報に、本契約第24条の秘密情報に該当する情報がある場合には、機構は、第24条から第26条までの規定に従い取り扱うものとする。

（秘密情報の取扱い）

第24条 機構及びユーザは、本契約の実施により得られた相手方の技術上及び業務上の一切の情報のうち、開示又は提供の際に相手方より秘密である旨の指定がなされた情報（以下合わせて「秘密情報」という。）について、適切に管理し、相手方の事前の書面に

よる承諾なく、それぞれの関係者を除く第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。

- 2 募集要項に基づきユーザが機構に提出した情報及び実証アプリに関する情報（実証テーマ名、ユーザの組織名及び提案者に関する情報を除く）は、本契約に他の規定がある場合を除き、ユーザの秘密情報として取り扱う。
- 3 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報には第1項に定める義務は適用されない。
 - (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。
 - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。
 - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料又は情報で、かかる事実が立証できるもの。
 - (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
 - (7) 裁判所命令又は法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。
- 4 本条に基づく秘密保持義務は、第1項による指定が行われた日又は第2項に関して提出された日から本プログラム期間中及び本契約終了後3年間有効とする。

（情報の目的外利用の禁止）

- 第25条 機構及びユーザは、相手方が開示又は提供する情報を、相手方の事前の許可を得た場合を除き、業務の実施のために必要な範囲に限り利用しなければならない。
- 2 機構及びユーザは、それぞれの関係者に対して、本契約の履行に必要な範囲に限り、相手方の情報を利用させることができるものとし、この場合、機構及びユーザは、それぞれの関係者をして、本契約に基づき自己が負うのと同等の情報取扱義務を負わせ、かつ当該関係者の情報取扱義務の履行につき一切の責任を負うものとする。

（セキュリティ規程の遵守）

- 第26条 ユーザは、本契約の実施において、機構が取扱い条件を明示した情報を取り扱う場合、セキュリティ確保のため以下の各号の措置を講じなければならない。
- (1) 機構の情報を防護し、機密性、完全性を確保するために、機構の情報にアクセスできる者を本契約の履行に必要な範囲となるよう適切な管理を行うこと。
 - (2) 外部からの意図的な不正行為やその他の脅威から機構の情報を守るため、当該情報を扱う作業の実施施設に不正な入退場が行われないよう対策を講ずること。
 - (3) 情報システムの破壊、侵入、不正アクセス、コンピュータウイルスその他の脅威から機構の情報を扱う情報システムを防護するための措置を講ずるとともに、当

該情報を扱う端末等では情報漏えいの危険性のあるソフトウェアの使用を禁ずること。

- (4) 機構の情報を漏えい、破壊、改ざん、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故が生じた場合には、直ちに機構に対しこれを報告し、適切な措置を講じること。
- (5) 前号に定める措置を講じたときは、速やかに機構に対し漏えい等の範囲、拡大防止策、原因究明及び対策等の措置内容を報告すること。
- (6) 前各号までの措置を周知徹底すること。
- (7) ユーザは、機構の情報を関係者に取扱わせる場合、前各号に定める措置を関係者にも遵守させること。ただし、第4号及び第5号の機構への報告については、ユーザから行うこと。

- 2 機構は、前項に定める措置のほか、ユーザと事前に協議し合意した措置を求めることができる。
- 3 ユーザが前二項による義務に違反したことにより機構に損害が発生した場合は、機構はユーザに対して損害の賠償を請求することができる。
- 4 本契約の実施において、ユーザがセキュリティの保全を要求するものについて、機構が、セキュリティに関する機構の規程に違反したことによりユーザに損害が発生した場合には、ユーザは、機構に対して損害の賠償を請求することができる。
- 5 機構は、ユーザによる第1項第5号の報告に対し、必要な指示を行うことができる。

（免責事項）

第27条 機構は、本プロジェクトを中止し又はスケジュール変更等により、ユーザに損害等を生じても、これについて責任を負うものではない。

- 2 機構は、ユーザに対し、本件実証機会の提供を保証するものではない。また、機構は、今回の機会では実証できない場合において、代替機会の提供を行うことはしない。
- 3 機構は、以下の各号について、ユーザに対して、何ら保証するものではなく、以下の各号の全部又は一部が実現しないことによりユーザに損害等が生じても、これについて責任を負うものではない。

(1) 本募集案内に基づき、ユーザが応募申請書に記載した事項の実現（応募申請書提出後に機構との調整の結果修正した事項及び本実証テーマに関連する応募申請書に明示のない事項又は未定の事項等あらゆる事項を含む。）

(2) 実証アプリの軌道上実証の成功

- 4 ユーザは、本プロジェクトの実施の過程で、機構又は機構の関係者の審査、確認、承認又は技術アドバイス等を受けたことを理由として、何ら本契約に定めるユーザの責任を免れ又は軽減されるものではなく、また機構は、かかる審査、確認、承認又は技術アドバイス等について責任を負うものではない。

（第三者損害賠償責任）

第28条 ユーザは、本プロジェクトの実施に起因し又は関連して、第三者に損害を生じさせ又は第三者との間に紛争を生じたときは、自らの責任と費用でこれを解決するものとし、機構に何ら損害を生じさせてはならない。万が一、かかる第三者との紛争等により、機構に損害を生じさせた場合、ユーザは、これを全て賠償しなければならない。

(譲渡、処分等の禁止)

第29条 ユーザは、本プロジェクト期間中、機構の事前の書面による同意なくして、本機器等を譲渡し、貸し付け、担保に供し、その他の処分を行ってはならない。また、ユーザは、本プロジェクト期間中、機構の事前の書面による同意なくして、本プロジェクトの実施に係るユーザの事業を譲渡し、分割し、休止若しくは廃止し、その他の処分を行ってはならない。

(禁止事項)

第30条 機構は、ユーザによる本プロジェクトの実施に関し、(i)ユーザの技術的能力若しくは経済的能力を何ら保証するものではなく、(ii)第27条第3項各号に規定された事項を何ら保証するものではなく、(iii)ユーザと共同事業・共同研究等を行うものではない。また、ユーザは、これと異なる又は誤解を生じさせるような一切の表示・表現・広告・宣伝等を行ってはならない。

2 ユーザは、本プロジェクトの実施に関し、以下の行為又はそのおそれのある行為を行ってはならず、また第三者をして行わせてはならない。

- (1) 本プロジェクト又は実証アプリ等を、公序良俗若しくは法令等に反する目的、政治的若しくは宗教的な目的、その他 JAXA 宇宙技術実証加速プログラムの目的に合致しない目的に利用する行為
- (2) 本プロジェクトへの参加機会の有償提供その他の本プロジェクト期間中に本プロジェクトの実施により対価を得る行為
- (3) 機構又は他人の権利を侵害する行為、機構又は他人に迷惑・不利益等を与える行為
- (4) JAXA 宇宙技術実証加速プログラムの運営に支障を生じさせる行為
- (5) 機構又は他人の名誉・信用を毀損する行為、機構又は他人の業務を妨害する行為
- (6) 法令等、機構の内部規程又は公序良俗に反する行為
- (7) 前各号の他、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）が定める機構の目的又は JAXA 宇宙技術実証加速プログラムの目的に照らし適切でない行為

(不当介入への対応)

第31条 機構及びユーザは、本契約の履行に関し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 反社会的勢力による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。

(2) 反社会的勢力による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(3) 前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を書面により相手方に報告するものとする。

(4) 再委託又は下請の相手方に対して、第1号及び第2号を遵守させなければならない。

2 いずれの当事者も、相手方が第1項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。かかる要請を受けた者は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。

（機構の解除権）

第32条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、ユーザに対し書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

(1) ユーザが、本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をした場合

(2) ユーザが本契約上の重大な義務に違反し、機構による是正を求める催告後も違反が是正されない場合

(3) ユーザが第30条に定める禁止事項に違反した場合

(4) ユーザが前三号と同視できるような当事者間の信頼関係を喪失させる行為を行ったとき

(5) 本資格要件に重大な違反が生じ又は重大な違反があったことが判明した場合

(6) ユーザが解散の決議、事業の廃止その他の理由により、本契約の履行が著しく困難になった場合

2 ユーザが前項各号に定める事由に該当する場合、機構は、本契約の解除の有無にかかわらず、ユーザに対して、機構が本プロジェクトに関連して被った損害等（機構の人件費相当分、計画変更に伴う費用を含む。）の賠償を請求することができる。

3 ユーザは、機構が本条に基づき本契約を解除した場合、機構が他のプログラムにおいて、ユーザを今後採択しない場合があることに同意する。

（ユーザの解除権）

第33条 ユーザは、機構が本契約上の重大な義務に違反し、ユーザによる是正を求める催告後も違反が是正されない場合、機構に対し書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

2 機構が前項に該当する場合、ユーザは、解除の有無にかかわらず、機構に対して、ユーザが被った損害等の賠償を請求することができる。

（契約期間及び存続条項）

第34条 本契約の有効期間は、本プロジェクト期間と同一とする。

2 本契約が前項により終了又は前二条により解除された場合でも、なお、第15条（相互放棄）、第16条（関係者）、第19条（成果の帰属）、第20条（衛星データ等の帰属）、第21条（公表）、第22条（知的財産権の帰属等）、第24条（秘密情報の取扱い）、第25条（情報の目的外使用の禁止）、第26条（セキュリティ規程の遵守）、第27条（免責事項）、第28条（第三者損害賠償責任）、第32条第2項（機構の損害賠償請求権）、第33条第2項（ユーザの損害賠償請求権）、本条、第36条（協力義務）、第39条（誠実協議）及び第40条（準拠法・裁判管轄）の規定は各条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（通知義務）

第35条 ユーザは、以下の各号に該当する場合、原則として事前に又は事後可能な限り速やかに、機構に書面で通知しなければならない（電子メールによる通知を含む）。

- (1) 商号、代表者、所在地、本プロジェクトの実施責任者、その他ユーザに関する基本的事項に変更がある場合
- (2) ユーザによる本プロジェクトの実施に影響を及ぼす事由が生ずる場合

（協力義務）

第36条 ユーザは、本プロジェクトに関し、以下の各号の事項について、機構の求めに応じて協力するものとする。

- (1) 機構が実施するアンケート、各種調査への協力
- (2) 各種メディアの取材対応、公表資料の作成等、機構の広報・普及活動への協力
- (3) 機構による政府又は JAXA 宇宙技術実証加速プログラムに関連する委員会等での報告への協力

（契約の変更）

第37条 本契約は、機構及びユーザの書面による合意なくして変更又は修正できないものとする。

（譲渡等の禁止）

第38条 いずれの当事者も、相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位又は本契約上の権利義務を第三者に譲渡その他の方法により処分してはならず、また承継してはならないものとする。

（誠実協議）

第39条 本契約の条項について疑義が生じたとき又は本プロジェクトの実施に関して本契約に定めのない事項が生じたときには、機構及びユーザは誠実に協議の上、これを解決するものとする。

(準拠法・裁判管轄)

第40条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、電子署名による場合は本書の電磁的記録への電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。電子署名によらない場合は、以下に記名押印のうえ、本契約書を1通ずつ保管する。

2025 年 月 日

機構 東京都調布市深大寺東町七丁目4-4番地1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
研究開発部門長

ユーザ 住所・役職・氏名